

競争社会における倫理－フェアの精神－

近藤良樹

1. 競争社会の現代

われわれの社会は、福祉社会である。これを精神的に支えるのは、ボランティア的な愛であるが、その経済的な土台を担っているのは、資本主義経済である。いうまでもなく、この資本制は、きびしい競争社会である。われわれは愛他・利他のボランティアのみで生きていくことはできない。いや応なくこの資本制的競争社会のなかで、さまざまな「生存競争」をもって生きていかねばならない。ところで、この競争社会において、競争を妨害するものは批判されるが、それはしばしば「フェアに反する」というかたちでなされる。大学入試で一部の受験生のみにより利になるようなことが生じると、「フェアな入試にせよ」と非難の声があがる。日米の貿易摩擦で、日本が輸出では自由貿易の恩恵をこうむりながら輸入に対しては保護貿易的政策に終始するとき、「日本はフェアでない」と批判される。企業への就職では、まだ縁故採用や有名大学優先などがあるけれども、「フェア」の精神にもとるものとして批判の対象となっている。

「フェア」は、資本主義社会の競争のなかに求められている、あるべき姿勢として、現代社会に特徴的な道徳の一つになっているとあってよいであろう。しかし、競争的ではないところでは、これは、あまり問題にならない。自由主義市場経済は、資本主義以前からの共同体的社会を崩壊させ、これの担っていた扶助的機能の補いをする必要から社会保障・福祉を市場経済に並立させざるをえなくなっているが、この福祉の方面では、フェアではなく、愛やケアの精神が求められる。福祉にたずさわるボランティアは、なによりも人間愛に基づいたものである。家族などの非競争的組織においても、フェアの姿勢は、かならずしも、求められない。「えこひいき」は、良い意味でも悪い意味でも、愛の求められるようなところでは、なされる。アンフェアが、よいことではないとしても、結果的には容認される。

フェアが大きな倫理的問題になるのは、闘争・競争のもとでのことである。しかし、厳しい戦争にあげくれた人々のあいだでは、かならずしも、それは、とられてこなかった。ヨーロッパの騎士道やわが国の武士道は、フェアの精神を尊重していたように見受けられるが、『孫子』の兵法などでは、「戦いは、裏をかくことだ」（「兵以詐立」（兵は詐を以て立つ）（註 1）と、アンフェアが肯定的に論じられている。いまでも、憎悪をもって殺戮しあう民族間の紛争ではフェアなどかげをひそめているのがふつうである。商売にしても、つい最近までは、「生き馬の眼をぬく」式の厳しくきたないアンフェアな世界とみなされていた。フェアは、現代の資本制やスポーツにおいては顕著となっているけれども、闘争・競争において常にこれが尊重されてきたわけではない。

2. フェアの定義

ところで、「フェア」とは、なになのであろうか。レンク『フェアの原理』（Hans Lenk; *Das*

Prinzip Fairness. 1989) は、フェアをスポーツや企業活動を素材としながら論じてこれを多様に特徴づけているが、その実質を一言でいえば「機会の同等性 Chancengleichheit」(註 2)になると言っているように思われる。日米の貿易摩擦にいわゆるアンフェアの中心は、アメリカの企業がわが国で活動するための機会が国内の企業と同じようには与えられていないということである。アンフェアを解消するフェアは、この機会を同等にすること、競争における「機会均等」である。レンクのこの「機会の同等性」は、「競争者のもとの機会の同等性」(註 3)「敵対的競争者の機会の同等性」(註 4)、つまりは、「競争相手」とのあいだでの関係になる。フェアは、競争し闘争するもののあいだにおける、「競争の倫理」「闘争の倫理」である。

フェアの成立の前提には、闘争があり、競争があるのでなくてはならないであろう。闘争は、相手に危害を加えて、打撃をあたえ、自分たちの主張を通しその利益を守ろうとする、敵対的活動の最たるものになる。競争も、その相手と優劣を競い、勝ち負けを競う。いずれにしても、仲良く一緒に手をとりあい支えあう「和」とか、いたわり優しさをもって接する福祉・厚生「ケア」の精神などとは反対で、自分が立てば相手が立たず、相手が立てば自分がたたないという非両立の敵対的関係になる。相互に打撃を加え排斥的否定的にかかわり、あるいは、相手より優勢になろうと力を尽くし、自分たちの方が勝利を得ようと奮闘するのである。

闘争・競争の目的は、その相手をうち負かし勝利をわがものにするることであるが、この目的のためには、可能なかぎりの手段をとって、つまりは、手段を選ばないで孫子の主張するように、汚い手であろうと勝利に結びつくものなら何でも利用していくというのがひとつのやり方である。戦争のように生死がかかっている場合、きれいだ汚いだと言ってはおれない。アンフェアであろうとなんでであろうと、勝てば良いということが、きびしい敵対行動においては、おのずから出てくる。

だが、フェアの精神は、この敵との闘争において、戦い方に制限を加え、自他をそれで縛っていかうとするのである。戦いにおける「機会」の均等・同等性を言おうとする。相手のチャンスと自分のチャンスを等しくし、自分にしかないチャンスは、それをつかえば勝てるとしても、あるいは、これを使わないと敗北するとしても、使用しないというのである。闘争の仕方に制限を加えて、相手と同一の手段を使うにとどめ、自らの手を縛って相手と戦おうというのである。称賛されるような高いフェアになると、相手はそれを実行せず、それに反する汚い手を使うかもしれないのだが、それでも自分は一切きかない手は使わないというのである。

戦いを制限し自縛していくとしても、それは、戦いそのものをやめようとするのではない。むしろ、逆で、戦いを純化して、真に戦おうというのである。戦いを厳密にしっかりとやろうというのである。スポーツでいうフェアは、戦いを純化するために求められるものであろう。戦いの条件をできるだけ同じにして、勝負をさまたげるような他の影響を排除して、戦われる競技内容そのもののみ純粹に徹底して戦えるようにと求めるのである。

ハリウッドの西部劇でよくあった決闘シーンは、フェアの見せ場であった。強盗殺人犯が素手になってしまい、正義の保安官がまだピistolをもっているというシーンである。後者が確実に勝つためには、ピistolを有効に使えば良い。だが、フェアの精神は、戦いを純化し、実力を

ぶつけあうことのできる場をつくっていかうとする。相手にあわせて、保安官も素手で戦ったり、相手にも同じチャンスをと、ピストルを再度手にする余裕をあたえ対等に射ちあって、フェアに戦い正義を勝利させるものであった。

勝つという目的とともに、戦いそのものに魅せられていて、立派にみごとに戦いたいというのであり、手段としての戦いが半ば目的そのものにまで持ち上げられているのだともいえる。とにかく勝利すればよいのだという孫子的な闘争観と異なり、フェアをとる者の価値観は、敗北したとしても、フェアに戦ったのならよいとするものである。闘争のもとに「善美」を見い出して、勝利よりも戦い方そのものを重視していて、見事に戦おう、実力をぶつけあい、全力をかたむけて、きれいで満足できる戦い方をしようとするのである。例の、見事な死狂いを求める武士道の『葉隠』は、「きたな勝」を嫌悪し、これは「負」以下だといい、「見事な負」を高く評価しながら、きたな勝ち「きたな負」だと唾棄している(註5)。

ところで、フェアは、公正ということで、正義と重なるところがあるが、かならずしも、正義ではない面がある。暴力団の場合、正義を彼らが貫くと(存在そのものが不正義なために自主解散となって)、自壊していく。しかし、フェアに戦うことにおいては、かならずしもそうではなく、不正義が栄えていくことも可能である。暴力団の抗争は、悪同士の戦いであり、目的もテリトリー拡大などであれば不正義なものである。だが、その戦い方は、「仁義なき戦い」ではなくて、フェアであってもよい。いさぎよくきれいに戦うことは、できるのである。

逆に正義は、アンフェアであってもよい。現代のアメリカ映画では、かつての西部劇のように悪にもフェアをという姿勢はとられなくなっていて、「ダーティーハリー」のようなものが好まれているようである。現代のアメリカというと、悪がはびこりすぎて、裁判でも悪徳弁護士たちの悪が勝利する社会という感じで、とにかく正義が勝てる機会があれば、ダーティーで醜くても、アンフェアでもよい、これを利用する必要があるという、余裕のない社会になっていることが背景にあってのことであるように見受けられる。

資本同士の戦いも、その目的は、自分たちの利益であって、かならずしも、正義にかなった戦いではない。それでも、きれいにフェアに戦うことはできるし、それが今日、経済人に求められているのである。かつては、商売人というと、どこでも嘘つきでいかわしいものであってアンフェアなど当り前の世界と思われていた。いまでも、途上国では、商業活動には、わいろが不可欠で、暴利をむさぼるアンフェアなものというイメージが存在する。しかし、先進諸国では、最近、フェアを経済活動そのもののもとに求めはじめているのである。少なくとも表面的には、フェアな競争をとることになっている。商売はもともとアンフェアなものとして居直ることは難しくなっている。競争・戦いをフェアに、対等なかたちでやろう、戦いの条件の平等性を守ろうとしはじめているのである。

このフェアの実質を、レンクは「機会の同等性」(機会均等)(註6)と特徴づけていた。たしかに、経済的な競争のばあい、参加への「機会」の同等性がフェアにおいてしばしば問題にされている。「機会」「チャンス」とは、なにかを行なおうとする際のその目的実現の可能性のある「場」「時」のことであり、目的達成にとってのよい条件、見込みのある状態をいう。「機会均等」

をいうのは、おそらく、競争・戦いの場に対等に参加できない不利な状態を前提していて、「それではこまる、同じように参加できる場を」というような場面が想起されてのことであろう。

だが、スポーツでは、参加についてのチャンスの均等性は、当然のことで、あまり問題にはならないであろう。それより問題は、戦いを純化するために、戦いの前提条件を可能なだけ同一にしないといけないということであり、「条件の同一化」がフェアの中心になりそうである。大西鉄之祐『闘争の倫理—スポーツの本源を問う』は、ラグビーの専門家らしくスポーツにおいて「闘争の倫理」を説き、その中心に「フェア」を置いているが、このフェアを「両方とも同じようなコンディションであるということ」（註7）「同じコンディション」（註8）を求めることだといっている。スポーツでは、戦いの「条件」「コンディション」、これを可能なかぎり同等にしようということは、常に問題となる。ぶつかりあい競いあう者たちをささえている戦いの諸条件の同一化が、フェアの目ざすものとなろう。

特定の競技内容に関して実力を純粋に戦わせ、優劣・勝敗を明確にしようというのである。条件を同一にして、余計な攪乱要因は、これをすべてカットし、無化しておこうとするのが、フェアというもののあり方になろう。とすれば、「機会」・「チャンス」というよりは、そのことを含めての「諸条件」の同一化が、フェアになるという方がよいのではなかろうか。つまり、フェアは、レックが好んで繰り返している「機会の同等性」では、若干狭いものになりそうなので、これを少し広げて、「機会」を含む「条件」「コンディション」にして、フェアとは、純粋に戦えるようにと、その「戦いの諸条件の同一化」「均等化」を求めているものだと一応ここではとらえておきたいと思う。

このフェアの「条件」は、どうしても守らねばならないようなものは、「ルール」のかたちであげられる。これの遵守はスポーツでは特にその戦いそのものをなりたたしめるものとして、このフェアは、基礎的な、いわば「法的なフェア」になる。そのうえに、さらに、戦いの純化に一層沿うかたちのフェアとして、（ルールにあげられるものではないが、法的なフェアの上にそびえるようなものとして）きれいな戦い方、フェアプレイといわれるようになるものがある。これは、基礎的な法的フェアに対して、美的な高い倫理的なフェアになるのだといってよいであろう。「法的なフェア」は、守られて当たり前で、守られなくてはならない（Muessen）ものであって、したがってその違反・反則は許されず、違反には責任をとることが求められて、罰せられペナルティがとられる。他方、きれいな「倫理的なフェア」の方は、守られるべき（Sollen）ものではあるが、必ずしもそれを守らなくてもよく（したがって相手はこれを守るとはかぎらない）、守られること自体称賛にあたいするものとなる。この二種のフェアのうち本稿では、前者、基礎的な「法的フェア」を中心にして、これを見て行きたいと思う。

3. 基礎的な「法的フェア」

競争・戦いでは、相手の「油断」「すき」をついていくことが多い。正面から堂々とぶつかっていったのではなかなか勝負がつかない。スポーツでは、正面から正攻法で当たって簡単に勝負がつくようでは、あまり面白みがない。互角のものが相手の油断について、「あっ」と思わせる

ような形で勝負を決していくことになる。裏をかき勝利するには、相手がまったく予想もしていないようなことで、相手にまさる手段をもってすればよい。だが、それが行きすぎると、戦いは、泥沼化し、特定のスポーツとしての意味は失われてしまう。ボクシングでは、「蹴る」ことは、予定されていない。したがって、足を使えば、相手はそれに対する防御姿勢はもっていないから、弱い選手でも簡単に強い相手を倒して勝つことができよう。しかし、足蹴を食った相手は、それならと一本背負いでたたきつけようとしてくるかもしれない。この戦いは、もはやボクシングではなくなってしまう。スポーツ競技では、あくまでも、双方が認めあう攻撃方法に限定した枠内で、つまりルールを守りながら、不意をつき、すきをつくものでなくてはならないのである。

競争・闘争の目的は、勝つことであるから、その可能性のあるものなら、最大限これを利用しようとするのであろう。戦争では、ルールなどなく、フェアなど無用といわれることもある。どんな手段をとろうと勝てばよいということがある。スポーツであっても、勝利するためには、ときに、汚い違反の手であっても、使いたくなる。戦いのルールにしたがわないうで、これをやぶって、勝利へと結びつけたい。勝つために反則・ファウルへと誘惑されるところで、ルールをまえにして、その遵守と違反の葛藤のあるところで、フェアの精神は、ルールを遵守しようという行動に自己を方向づけていくのである。ルールが抵抗もなく守られるようなところでは、フェアは、問題にはならない。ルールをやぶり、違反したくなるような誘惑・葛藤のあるところで、ルール遵守へと意志するところに、フェアは、存在するのである。

フェアとは、まずは、ルール違反への誘惑を断ち、ルールを守ることだということができる。それは、違反しないという消極的なものであり、そのかぎりでは、当り前の姿勢であり、「きれい」とほめらるような高い倫理としてのフェアではない。相互に承認したルール（法）の遵守としてのフェア、いうなら法的なフェアである。

このルール遵守の、法的なフェアでは、その違反には罰（ペナルティ）が加えられる。普通には当然、守られるものとして前提していて、相手方は、それへの構えをはじめからもっていないのである。それは、相手のすき・油断ではない。自分もそれについては、構えをもっていないのである。そこを突けば、簡単に相手を倒せる。それでは、相互に承認した約束事をもったの模擬戦であるスポーツなどなりたたなくなる。これへの違反・反則は、そのスポーツそのものを否定したものになる。

そのスポーツの戦い・競争をしているかぎり、かりに偶然にしてもルールには違反してはならない。その偶然も計算に入れて、違反しないようにしなくてはならない。「故意ではなかった」「違反するつもりはなかった」ということでは済まない。ここでは、フェアは、正義と同じく、心情を考慮しない。ルール遵守の事実が大切なのである。とにかく、法・ルールが厳守されなくてはならない（Muessen）のである。したがって、それへの違反・ファウルは、許されないものとなり、責任が問われることになる。つまりは、罰せられ、ペナルティをとられることになるのである。

4. 適法性としてのフェア

さて、このフェアの精神が守ろうとするルール・規範であるが、これは、正義とちがひ、客観性をもち万人に受容されるべきものと考えられるような「(自然) 法」「正しいもの」である必要はない。法的なフェアの守るべき規範は、その法は、私的なルールでよい。スポーツでのそれは、あくまでも競技するもののあいだでの、単なる約束事である。ばあいによると、正義に反するようなものであっても、相互が承認したルールなら、フェアのルールとなりうる。暴力団がフェアな抗争をして、負けた方は、資金源となっている一定のテリトリーを譲るといような場合のルールは、悪業をうばいあうという不正義のルールであろうし、殺傷に市民をまきこまないとか婦女子にも手をださないというルールをもつとしても、私的に殺傷するという不正義のルールであろう。

闘争する敵対的關係において、どういふものがフェアになるかであるが、それは、戦い方の諸条件の均等化であり、敵対をめぐる相互の秩序・ルールである。お互いにとってこれは同じものになるから、概ね両者のあいだでフェアの見解は一致していることになる。スポーツでは、基礎的法的フェアは、その競技自体を成り立たせるものとして相互に大前提にして参加するはずであり、高い倫理的フェアも相互に了解がなりたっており、フェアプレイが何かは明らかであろう。スポーツでは当然そうだし、戦争でも、その場で何がフェアで何がアンフェアかは、自分が敵を攻撃し、攻撃されるに際してのことで、相互に事情は同一であろうから、胸に手をあててみればわかることであって、おそらく共通認識が成立しているものなのではないか。うらをかいての「夜討ち」は、戦いでは当然、双方とりうるものとして前提してそれへの構えもとっているはずであれば、それは、襲われる方からも、少なくともアンフェアとはみなされないであろう。

フェアについては、敵との共通の了解が成立するが、客観的で自然法に則っているはずの正義は、必ずしもそうはならない。正義の戦いをする場合、その敵は、それを正義とはみなしていないのが普通であろう。その正義では一致していないから戦いとなっているのである。一致していないから、自分の方の正義を相手に強要しようと、その「正義のために戦う」のであろう。フェアの場合、「フェアのために戦う」ことがなくはないが、ふつうには、「フェアに戦う」のである。フェアに戦うというときは、かならずしも自分は正義ではないし、正しいかどうかはわからない。相手と対等に立って、相手と同レベル以上の手段はとらない、自分にのみ可能な有利な手はつかわないというだけである。他方、正義は正義であって、フェアではないのであり、正義の実現のための戦い方は、アンフェアなものであってもよい。現代のアメリカでは正義の警察官がアンフェアな「おとり捜査」を行なうが、このきたない手段を正義という目的は許容し正当化もする。フェアの場合は、目的は正義かどうかは問わないし、スポーツなどでは問えない。もっぱら手段・戦い方の公平無私なことを、ルールに則っていることをいうのである。

価値体系の多様性・アンチノミーを正義はなかなか認めないが、フェアは、相容れず戦いあうのであるから、相手の正義をふくむ価値観が自分のそれと異なることを前提とする。ただし、攻撃し戦うのであって、敵対するものの価値観そのものを受け入れているのではない。受け入れられないけれども、それとして前提し、尊重しているのだとはいえよう。自分は正義だが、相手

も同様に自らを正義と思っているかもしれない。逆に、相手を悪と思っているが、相手も自分を悪と見ているかもしれないというような価値観の対立をふまえている。お互いに戦いあうけれども、それぞれの正義・不正義はさしあたりは、かっこにいられているのである。同じもの同士の戦いとして、せめて戦い方はきれいにフェアにならなければならないのである。価値体系の多様性を承認し、それらのあいだでの対立・アンチノミーを前提とする。自己の価値観を前提しながら、対立者の存在や価値観も認める。「寛容」の精神がそこにはある。どちらに義があるかなど、フェアそのものではなく、もっぱらきれいに戦いあおうとするのである。

正義は、広義には、法＝義にかなうこと、適法性一般を意味するといわれる。たしかに、「正しい」とは、普遍的なものとしての法にかなっているということである。普遍的立法に従うことを求めるカントの「定言命法」である。フェアもまた、法＝ルールにかなっていること、適法性である。しかし、あるべきことがらとしての普遍的な法にかなうことは、隣人愛でも、勇気でも、そうであろう。隣人愛は、万人を大切にし献身すべきだというひとつの普遍的な姿であり、そういうあるべき規範・法にかなうことである。

正義は、適法性だが、愛や勇気の徳と区別されて、さらに限定されねばならない。それは、利害関係における適法性であろう。フェアもまた、限定されねばならない。それは、闘争・競争のなかでの、戦い方のあるべきすがたになるのである。戦いあう相互が承認する戦い方のルール・法、戦いにおける秩序についての適法性になる。

スポーツは、一定の限定されたかたちの模擬戦であり、そのためには、戦い方は枠をはめられルールがたてられており、それを守ること、つまりフェアであることにおいて、そのスポーツでの戦いに勝つことも可能になる。勝とうとするものは、その戦いの形式であるルールを守ることがまずは前提になる。ルール違反はそのスポーツそのものの否定になり、その戦いの放棄（敗北）であり、「反則負け」になることもやむをえない。常に法的なフェアは守らねばならないとの自覚をもちながら戦うのである。

敵対・闘争においては、相手を打倒し勝利することが目的となるから、その手段は、目的にむけて自分に一番都合のよいものを選ぶ。自分の不利になるようなルールへの「束縛」を自分に課すことなく、無秩序・無法の手段で、勝利という目的を手に入れたくもなる。民族紛争では、しばしばそうなる。フェアにと自分たちの武力に制限を加えて、敵からこの自縛のすきをつかれて敗北し虐殺され民族抹殺がなされるなどということになったりするのであれば、戦い方にかっこうなどつけてはおれないということになる。

勝つという目的のためには、自分に足枷をはめるようなフェアな戦い方は、マイナスである。戦う者は、その点では、フェアではなく、アンフェアに無秩序にという誘惑をつねにもつことになる。にもかかわらず、戦い・競争において、条件を同一にしようというフェアの態度をとることがあるのである。そこには、その敵対とその敵について、これを評価し尊重しようとする独特の心情があるもののように思われる。つまり、戦う相手として、相容れない敵なのであるが、おそらくは、他面では、尊重されるべき、あるいは、場合によると本源的には愛されるべき存在でもあるということがふまえられているのである。レンク『フェアの原理』は、こういうフェアの

心性を「敵への尊敬(Achtung)と配慮(Beachtung)」(註9)とまとめている。

武士たちのいくさでは、敵は、武人という自分と同じ運命のもとにある存在であり、命をかけこれを奪い合う悲しい存在として、この敵対する者への慈しみの情や尊敬の情があったといわれる。磯野清『日本武士道詳論』は、「何の怨もない」双方が「主君の為に私を捨てて相互に戦ふのである。己の心は又敵の心である。ここに同情が生れる」といい、敵の「人格其物に対する尊敬がある」という(註10)。「敵に対する尊敬」「強い憐憫の情」(註11)があり、「敵の悲も喜も共に分たうとする同情心」(註12)があったと。尊敬にあたいする相手とは、せめて、戦い方はきれいにしたい、無念さを残すことのないように、お互いが全力をつくして力つきのことができるようなものにしたいという、フェアの心情である。

さらには、相手への尊敬とともに、自己自身についての誇りが、自尊の心があるのもある。戦いを純化し、汚い手をつかわないで、正堂堂とたたかうことで勝つのだという、闘争至上主義とか、勝つことへの自信が、自分は強者だ勇者なのだとの名誉心・自尊心が、フェアにしておこうというところには、存在しているのもあろう。

5. 平等としてのフェア

フェアは、機会とか条件の「均等」「同等性」を求める。正義も、同じようにひいきなしの均等・平等を求める。正義以上にフェアでは、「均等」「平等」が顕著である。フェア(fairness)を翻訳するとき、「公正」とか「公平」とする。私なく、おおやけ「公」であり、しかも、「正」しく、「平等」だというのである。

正義にせよ、フェアにせよ、普遍的なルール、守られるべき規範があつて、これにしたがう適法性をまず言うわけだが、それは、個別的な事柄にかかわり、個別者において問題になっていく。そのとき、正義もフェアも、愛などとちがつて、その個別的事情を見ない、顧慮しない、というより、個別を配慮してはいけない、「ひいき」をしてはいけない、というのである。それが「平等」「公正」「均等」ということであろう。個別的なものに関しては、その特殊事情はすべて、これを捨象し普遍・全体のもとでの無区別な単なる成員としてのみ問題にして、普遍的にこれにかかわるといふ平等である。それら個別については普遍のもとにのみ考慮し、けつしてその特殊性において、差別したり、優遇してはならないというのである。

スポーツにおいては、フェアのもつ公平性の特徴は、審判員において、端的に現われる。かれは、競争する者・戦う者を、普遍的なルールのみにしたがって判断し、その個別特殊なものは一切見てはならないのである。戦う者をすべて同一にあつかい、決してひいきしたり差別してはならない。そのアンフェアとは、個別的な特定の者への顧慮をもつことによって生じるひいきや差別をいう。正義の女神テミスは、目隠しをし、一方の手には天秤をもち、他方の手には剣をもって表されているが、審判員は、個別的特殊的なものについては、目隠しをしていなくてはならないのである。普遍的なルールのみにしたがって、これを等しく天秤にかけて審判していくのである。勝敗を判定していくのである。あるいは、ルール違反があれば、それをいかなる個別者であれ等しく罰していく必要があるのである。

本稿では、はじめにフェアの定義を問題にしたが、それを「条件の同一性」を求めることだといった。フェアは、戦いにおける機会などの諸条件を等しくすること、平等・均等である。そのことで戦いを純粋にするのである。他の諸条件をすべて平等とすることで、これを捨象し無化できるようにして、戦いを純化し、真に実力をぶつけあうのである。相互にきたない手をつかわないようにと、戦い方を制限するのであり、スポーツでは、法的なフェアの場合、いずれもがこれを守らなくては、そのスポーツとしての戦いそのものが成立しえなくなるのであった。それを超えた美しい倫理的なフェアについては、相手はこれを守らない可能性があるが、これを崇高なフェアの精神は実行して、すくなくとも自分のみが使える、自分のみが有利となるような不平等な手は、つかわないで、平等・公平さを守ろうとするのである。

戦う当人たちにおいて、均等・平等としてのフェアは、アンフェアにやれば勝てるというときに、その誘惑をしりぞけて、普遍的な法・ルールにしたがい、自己を制限・束縛しようと、「無私」の態度をもつことである。一方では、敵への尊重の精神、敵を自分と同じ価値ある存在として取り扱うことがあり、他方では、自分についてそのエゴを拒否しこれを抑圧するのであり、自分を相手と同じものにと突きはなしていくのである。フェアの公平無私の態度のもとには、克己と愛他の精神がふくまれているのであり、敵対関係をつつむその全体・普遍へと自らを高揚させようという崇高な精神が存在しているのであろう。スポーツのフェアを論じて大西は、「フェアプレイの根本には愛情がある」（註13）という。

6. 最高の不平等

ところで、フェアは、単なる公平・平等ではない。戦い・競争のもとでの機会均等・平等である。戦い方のチャンスなり条件の同等・平等性を求めるのである。この平等性の点では正義と同じであるが、正義と大きくちがうところは、その平等は、あくまでも戦いの途中のあり方にとどまることである。つまり、その平等な条件をもつての戦いの結果は、勝つか負けるかという最高の不平等・差別をつくるのである。正義の平等の精神は、結果の平等を求めることもしばしばである。だが、フェアは、これについては徹底的に反「正義」・反平等である。

戦い・競争の目的は、その目ざすものは、「平等」ではない。戦いの結果の平等、つまり「引き分け」は、やむをえない例外である。戦いの条件を「均等」「同等」にするのは、勝ち負けという区別・差別を厳正にもたらせるようにするためである。平等としてのフェアのその目的は、不均等・不等の極としての勝利と敗北、獲得と喪失、全てと無という全面的な差別にある。正義でいう結果の平等は量的にも均等・平等をいうが、これに対比していうと、フェアは、量的にも結果の明確な差別をという。スポーツ競技にみられるように、1位2位・・・と厳格にすぐれたものの順序を確定し、ときには表彰台の高さまで差別するのである。

勝敗という決定的な差別、これが戦いの最大の目的である。フェアをとる一つの理由は、それをとれば、この差別的結果の正当性をすべてが承認するからである。つまり、負けた方も承認せざるをえないようにするために、その結果にいたる戦い方は、純粋なものにし、厳格に平等に公平無私にしておこうというのである。フェアという戦い方の平等は、その結果の絶対的な不

平等を正当化し、承認させる有効な方法となっているのである。

アンフェアにきたない勝ち方をした場合、それが法的な基礎的フェアへの違反であったとしたら、相手は敗北を承認しないし、周囲もそうするかもしれない。あるいは、審判にあたるものは、スポーツなら、その勝者に対して、「反則負け」を宣言するかもしれない。ルール違反ではないとしても、きたない手が勝敗を決した場合、負けた者は、おそらくはその敗北を心底からは承認しないことであろう。しかし、フェアであったとしたら、敗者は、敗北を自らに認める以外ないのである。

和をもって貴しとするといった精神のもとでは、不和の極みである闘争は悪と考えることがありうるが、フェアの精神は、そうはみなさない。フェアそのものになりたつためには、闘争・競争がなくてはならない。スポーツの場合、練習では、フェアは問題とならない。負けても勝ってもよいというような（練習）試合などでは、フェア・アンフェアは、さして問題とならない。これが問題となるのは、厳しく戦いあうところでのことである。試合の結果において勝負をつけ、差別を明確にして勝者を讃えるようなところで、フェアは問題となる。闘争心にあふれ、勝利をわがものにしようという、そういうエゴの欲望のあるところに、闘争の気力のあるところに、また、フェアも存在するのである。

ただし、単純に闘争心のみしかないとするには、フェアはかならずしもない。スポーツの場合は、それを成り立たせる基本ルールがあるから、これの遵守としての法的な基礎的フェアは、闘争心しかないとでも存在するが、戦争とか資本主義経済の戦いなどでは、勝利のみが目的という非情な精神のもと、しばしば、汚くても非難されようとも勝てばよいと、フェアは影をひそめることになってきた。フェアにと譲るのは、敵を対等の人間として尊重し、慈しむような態度があつてのことであろう。敵を同じ人間として尊重しながら、いわば敬愛のこころをもちながら戦うのである。敵を尊重しつつ、ひたすらに純粋に戦い、堂々と戦って公正さ・平等を守り、絶対的な差別としての勝敗を決していこうというのがフェアの精神なのである。

註

1) 『孫子』 軍争篇第7

2) Hans Lenk; Das Prinzip Fairness. 1989. S. 34

3) ibid. S. 120

4) ibid. S. 125

5) 『葉隠』 聞書二ー108

6) Lenk; ibid. S. 34

7) 大西鉄之祐 『闘争の倫理—スポーツの本源を問う』 二玄社 昭和62年 309頁8) 大西 『同上書』 338頁以下

9) Lenk; ibid. S. 35

10) 磯野清 『日本武士道詳論』 目黒書店 昭和16年 182頁

11) 磯野 『同上書』 190頁

12)磯野 『同上書』 2 0 2 頁

13)大西 『同上書』 3 5 7 頁

平成 10 年 6 月 『倫理学研究』（広島大学倫理学研究会）第 11 号 3~17 頁